

流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）
出前講座実施要領

（趣 旨）

第1条 流山市成年後見推進センターは、成年後見制度をはじめとする権利擁護関連制度についての理解と認識を深め、制度の利用を促進することを目的として、市民団体や関係機関等が開催する研修会や講習会に講師の派遣などを行う出前講座を実施する。

（対 象）

第2条 出前講座の対象となる研修会、講習会等は次の各号に掲げる事項に該当するものとする。

- （1）流山市内で開催されるものであること
- （2）主として流山市に居住する者、又は流山市に通勤、通学する者を対象として開催されるものであること
- （3）参加者が概ね3人以上であること

（制限等）

第3条 出前講座の対象となる研修会、講習会等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、出前講座を行わない。

- （1）流山市成年後見推進センターの都合により、申込者の希望する日時に講師派遣を行うことが困難であるとき
- （2）特定の政治活動、宗教活動、又は営利を目的とするもの（例えば、当該講座を通じて特定の活動に勧誘するものや、特定の物品購入を勧誘するもの等）
- （3）公共の福祉に反する内容や、反社会勢力の活動に関するもの
- （4）その他法令、規則等に違反するもの

（出前講座の開催）

第4条 講師の派遣費用は無料とする。

2 会場の確保については、出前講座を希望する者（以下「申込者」という。）の責任において行うものとする。

3 会場使用料、有償の備品、資料に係る費用、PR用ちらし等の作成費用、その他開催に伴う経費については、申込者が負担するものとする。

（申し込み）

第5条 申込者は原則として希望日の2週間前までに、流山市成年後見推進センターに申し込むものとする。別紙「成年後見推進センター出前講座申込書」を使用できるものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるものの他、必要な事項は別途定める。

付 則

1 この要領は、令和3年〇月〇日から施行する。

流山市成年後見推進センター 出前講座申込書

申 込 日： 年 月 日

(宛先) 流山市成年後見推進センター

団 体 名

代表者名

受講者	団体名	
	人 数	約 名 (男性 名 ・ 女性 名)
	年齢層	才代 ～ 才代
実施 希望日	第1希望：	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分
	第2希望：	年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分
	※ 講座のお申し込みは、準備の都合上2週間前までにお願いします。	
実施場所	会場名	
	所在地	
	駐車場	☐ 有 ・ ☐ 無 ※ ☐ にレでチェックしてください。
講座内容	テーマ：	
	※ 具体的な希望内容がある場合はご記入ください。	
ご担当者	お名前：	
	日中連絡がとれる電話番号（携帯電話など）：	

<お問い合わせ・お申し込み>

流山市成年後見推進センター（流山市社会福祉協議会内）

TEL： 04－7157－1275 FAX： 04－7159－4736

E-mail koukensuishin@nagareyamashakyo.com